

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 休み:第2第4土と日祝
営業時間:9～17時 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>

2020年
(令和2年)
5月18日
第1058号

緊急事態宣言により、大宮民商は

- ・当面の間、**商工新聞は全て郵送**
 - ・**事務局員が変則勤務**の場合有り
- ご理解、ご協力をお願いします。



来所前には必ず電話予約をしてください。
予約なき来所は対応出来ません。

活用しよう 国民健康保険税 減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った人への減免措置があります。申請は市・区役所の窓口になりますが、現在とても混雑しています。様子を見て問い合わせてください。

5月の婦人部会は中止です
コロナ終息後に元気な姿でお会いしましょう。

申請受付中 持続化給付金

個人事業主に**最大100万円**
中小企業に**最大200万円**

Web申請が困難な人のために、5月12日(火)から東京を皮切りに「申請サポート会場」が開設されています。完全予約制で現在はWeb予約のみですが、18日以降は電話予約も開始予定です。埼玉の会場は現時点で未定。申請の算定期間は今年の12月までであるので、あせらずにチャレンジしましょう。

【給付対象者】

- ・2019年以前から事業収入(売上)を得ていて、今後も事業継続する意思があること。
- ・2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。

【申請期間・方法】 **2021年1月15日まで** 原則はWeb申請(<https://jizokuka-kyufu.jp>)から

【必要なもの】 ※電子申請の場合、jpegやPDFなどの画像データにする必要があります

●法人の場合

- 直近の確定申告書 第一表の控え(税務署の受付印があるもの)
- 直近の法人事業概況書の控え(2枚(両面)) ※「法人事業概況書」の控えがない人は民商へご相談ください。

●個人事業主の場合

- 2019年分の確定申告書 第一表の控え(税務署の受付印があるもの)
※「収入金額等」の欄が空欄の人は民商へご相談ください。
- 2019年分の青色決算書の控え(2枚)(表紙と、月別売上が記載のページ)
※青色申告の場合のみ



- 本人確認書類(運転免許証は両面)(マイナンバーカード)(写真付き住民基本台帳カード)(在留カード)等

●共通

- メールアドレス**(Web申請の場合。メールを受信できるパソコンかスマホも必要です)
- 対象月の月間事業収入が分かるもの(2020年〇月と明確に記載されている、確定申告書の基礎となるもの)
- 口座通帳の写し(通帳の表紙と通帳を開いた1・2ページ目の両方)
(法人の場合は法人名義の、個人の場合は申請者本人名義のもの)

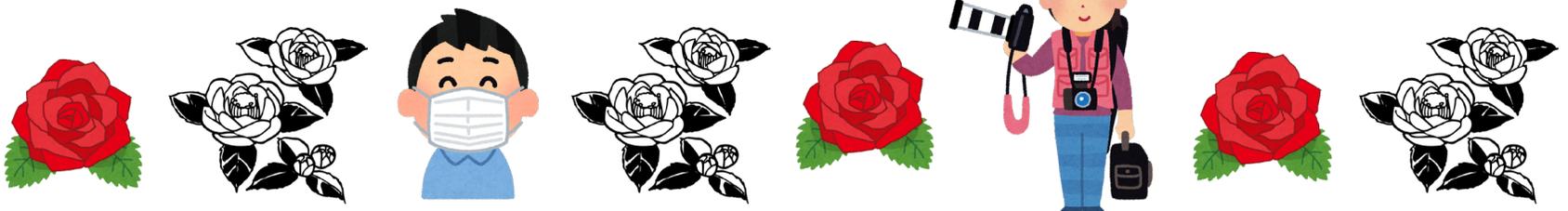
☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願い致します。☆相談・来所時には事前に電話連絡ください。

〈世相〉品薄だったマスクが出回って来たが、違法な露天販売などで品質の怪しい商品が売られている。あせって不良高額品を買わないで!

忘れずに申請して！ 新型コロナで営業休んだ事業者へ

埼玉県中小企業・個人事業主支援金

内容	感染症拡大抑制のため 4/8～5/6 までの間、7割（20日間）以上休業した埼玉県内の個人事業者・中小企業者に、20万円（複数の事業所を有する場合は30万円）を支援。 ※業種の限定は無し。 ※本社が県外の場合は対象外。
申請期間	5月7日～6月15日 とても短期間です！ 早めに手続きを！
受付方法	原則は Web 申請（「埼玉県中小企業者支援金」で検索）。必要書類の画像データを用意する。Web 申請できない場合のみ郵送も受け付ける（簡易書留で送ること。書類は返却されない）。申請書類はホームページからダウンロードできる。
休業の 数え方	<ul style="list-style-type: none"> ・定休日、臨時休業日も含んでよい。 ・売上げがなかった日は1日休業と数えてよい。 ・営業時間を短縮した日は0.5日休業と数えてよい。 ・飲食店で通常営業をやめデリバリーやテイクアウトだけを営業した日は0.5日休業と数えてよい。 ・複数店舗ある場合は、1事業所でも休業している実態があれば対象となる。
必要書類 <small>※郵送の場合、書類は返却されません</small>	<input type="checkbox"/> 身分証明書（個人事業主のみ）（運転免許証、健康保険証など） <input type="checkbox"/> 確定申告書の控え（第一表、税務署の受付印があるもの）または個人事業税や法人県民税の領収書 <input type="checkbox"/> 事業活動に必要な許可取得の確認書類 （事業活動に必要な場合のみ。飲食店営業許可、風俗営業許可など） <input type="checkbox"/> 4/8～5/6 の間の休業状況が分かる書類（休業期間を告知した店頭ポスターや Web ページの写真など） <input type="checkbox"/> 4/8～5/6 の間の売上がない日が分かる書類 （告知ポスターに明確な休業期間が書いてない場合や「営業したが売上がなかった日」があった場合に必要） <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳の1・2ページ目



（予定）埼玉県内の中小企業・個人事業に10万円追加支援

※5月12日時点での情報です。詳細・最新情報は埼玉県のホームページ等で確認ください。

内容	緊急事態措置のため厳しい経営状況にある県内中小企業・個人事業主を支援。5/12～5/31の間、8割以上休業する業者が対象。業種・休業理由は不問だが、2019年の月平均の売上が15万円以上であることが条件。（予定）
申請期間	6月1日～7月17日（予定）
受付方法	原則 Web 申請（予定）

※予定。5月12日時点での情報です。詳細・最新情報は埼玉県のホームページ等で確認ください。